第十二条第二項中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に、「引き換え」を「引換え」に改め、同項第三号中「第四条の二第三項」を「第四条の二第四項」に改め、同項第五号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第十三条中「第四条の二第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第三十二条第一項第一号中「（昭和二十二年運輸省令第二十三号）」を削り、同項第二号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第三十七条第一項第六号中「医師」を「指定医師」に改め、同項第七号中「身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書」を「海技士身体検査合格証明書」に改める。

第四十条中「第一種又は第二種の」を削る。

第五十条第五項中「の第一種又は第二種の身体検査基準に該当した」を「合格基準に達した」に、「それぞれ身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書」を「海技士身体検査合格証明書」に改める。

第五十一条中「第一種又は第二種の身体検査基準に該当した」を「合格基準に達した」に、「それぞれ一年以内又は三月以内」を「一年以内」に改める。

第六十一条中「（昭和九年逓信省令第六号）」を削る。

第六十五条の二第一号ホ中「医師」を「指定医師又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認める者」に改める。

第六十五条の六の表第十一条の項中「第四条の二第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「履歴限定解除（変更）申請書」を「海技免許限定解除（変更）申請書」に改め、同表第十二条第二項第三号の項中「第四条の二第三項」を「第四条の二第四項」に改め、同表第十三条の項中「第四条の二第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第七十条第二項中「第四条の二第三項」を「第四条の二第四項」に、「同条第三項」を「同項」に改める。

第七十五条中「弁色力」を「色覚」に改める。

第八十条第一項第一号中「（申請日以前三月以内に医師、登録海技免状更新講習実施機関又は登録海技免状失効再交付講習実施機関により受けた検査の結果を記載したものをいう。第八十五条において同じ。）」を削り、「身体検査第一種合格証明書若しくは身体検査第二種合格証明書」を「海技士身体検査合格証明書（海技士（航海）の資格に係るものに限る。）」に改める。

第八十一条第二項中「海技免状」を「海技免状及び操縦免許証」に改める。

第八十二条第三項中「第八十二条第一項及び第二項」と、「海技免状」を「第八十二条第一項及び第二項」と、「海技免状及び操縦免許証」に、「の規定により読み替えて適用される」を「において準用する」に、「第八十二条第二項」と、「海技免状」を「第八十二条第二項」と、「海技免状及び更新期間内操縦免許証」に、「操縦免許証」とあるのは「海技免状」を「第四項の規定により海技免状及び操縦免許証が交付された日」とあるのは「同時に更新の申請をした海技免状の有効期間の起算日」に改める。

第八十四条中「国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録操縦免許証失効再交付講習機関」という。）が実施する」を削り、「の講習」の下に「（以下「操縦免許証失効再交付講習」という。）であつて次条及び第八十四条の三の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの」を、「登録操縦免許証失効再交付講習」という。）」の下に「を行う者（以下「登録操縦免許証失効再交付講習実施機関」という。）が行うもの」を加える。

第八十四条の三第二項中「前条の規定により登録の申請をした者」を「登録申請者」に改め、同項第二号中「登録操縦免許証失効再交付講習事務」を「登録操縦免許証失効再交付講習の実施に関する事務（以下「登録操縦免許証失効再交付講習事務」という。）」に改め、同条第三項中「前条」を「第八十四条」に改め、同項第二号中「登録操縦免許証失効再交付講習を行う者（以下「登録操縦免許証失効再交付講習実施機関」という。）」を「登録操縦免許証失効再交付講習実施機関」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「登録操縦免許証失効再交付講習事務」を「登録操縦免許証失効再交付講習」に改め、同号を同項第四号とする。

第八十四条の四中「第九条の七の二第二項及び第三項並びに第九条の七の四から第九条の七の十九まで」を「第四条の五第二項及び第三項並びに第四条の七から第四条の二十二まで」に改め、同条の表を次のように改める。

第四条の五第三項第三号及び第四号	別表第二の三
第四条の五第三項第六号	次条第二項各号
第四条の七第二項	前二条
第四条の九	第四条の六第一項
第四条の九第一号及び第四号並びに第四条の十一第六号	登録電子海図情報表示装置講習管理者
第四条の十	第四条の六第三項第二号から第四号まで
第四条の十三第二項第四号	次条
第四条の十四第一項	前条第二項第四号
第四条の十五	第四条の六第一項
	同項
第四条の十六	第四条の九
第四条の十七第一号	第四条の六第二項第一号又は第三号
第四条の十七第二号	第四条の十から第四条の十二まで、第四条の十三第一項又は次条
第四条の十七第三号	第四条の十三第二項各号
第四条の十七第四号	前二条
第四条の十九、第四条の二十一及び第四条の二十二第三号	第四条の十二
第四条の十九	前条第一項及び第二項
第四条の二十一及び第四条の二十二第四号	第四条の十七

別表第十	第八十四条の三第一項第二号イからハまで及び第二項各号
第八十四条の二、第八十四条の三並びに第八十四条の四において準用する第四条の五第二項及び第三項	登録操縦免許証失効再交付講習管理者
第八十四条の三第一項	第八十四条の三第三項第二号から第四号まで
第八十四条の三第三項第二号から第四号まで	第八十四条の四において準用する第四条の十四
第八十四条の四において準用する第四条の十三第二項第四号	第八十四条の三第一項第一号
	同号
第八十四条の四において準用する第四条の九	第八十四条の三第二項第一号又は第三号
第八十四条の四において準用する第四条の十から第四条の十二まで、第四条の十三第一項又は第四条の十八	第八十四条の四において準用する第四条の十三第二項各号
第八十四条の四において準用する第四条の十五及び第四条の十六	第八十四条の四において準用する第四条の十二
第八十四条の四において準用する第四条の十八第一項及び第二項	第八十四条の四において準用する第四条の十七